

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（案）」に対する意見公募の結果について

令和3年3月29日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

令和3年1月4日付けで「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（案）」に対する意見公募を行いましたところ、以下のとおり御意見を頂きました。

頂いた御意見並びに御意見に対する厚生労働省、経済産業省及び環境省の考え方を別紙に取りまとめましたので公表します。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：令和3年1月4日（月）～2月2日（火）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、厚生労働省・経済産業省及び環境省ホームページ、窓口配布
- (3) 意見提出方法：e-Govの意見提出フォーム、郵送又はe-mail

2. 御意見等の総数

4件

ほか、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」）」の施行令の改正案に関連した御意見を68件頂きました。これらの御意見は化管法の担当部署に共有しました。

3. 問合せ先

- 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
TEL：03-5253-1111（内線2427）
- 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
TEL：03-3501-1511（内線3701）

○環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室
TEL : 03-3581-3351 (内線 6367)